



警察庁における交通安全対策について

令和6年6月28日
警察庁交通局

通学路対策の進捗状況

合同点検実施状況

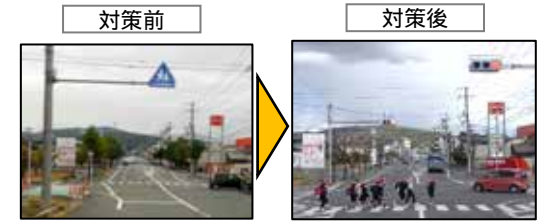
- 7万6,404か所の対策必要箇所のうち、警察による対策箇所は1万6,997か所。(令和6年3月末時点)
- 令和6年度以降に対策を実施する予定箇所については、「暫定的な安全対策」を実施。

警察による対策必要箇所 16,997	対策済	暫定的な安全対策を含む対策済	令和6年4月以降実施
	16,977(99.9%)	16,997(100%)	20(0.1%)

対策内容	対策総数	対策済数		割合
		対策済	暫定的な安全対策を含む	
信号機の設置・改良等	1,771	対策済	1,754	99.0%
		暫定的な安全対策を含む	1,771	100.0%
横断歩道の設置・移設・更新等	8,462	対策済	8,448	99.8%
		暫定的な安全対策を含む	8,462	100.0%
交通規制の実施	618	対策済	611	98.9%
		暫定的な安全対策を含む	618	100.0%
道路標識・道路標示等の更新・高輝度化等	9,796	対策済	9,773	99.8%
		暫定的な安全対策を含む	9,796	100.0%

1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。
 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
 その他、対策内容として交通指導取締り、交通安全教育がある。

対策実施内容(例)



【信号機の設置】



【信号機の改良(歩行者用灯器の増灯)】



【横断歩道の設置】

指導取締りの推進

- 生活道路・通学路における重大交通事故の抑止等のため、**可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進**(令和5年度末時点で全国で149台を整備)
- 令和5年秋の全国交通安全運動期間中の登下校時間帯に、**通学路における全国一斉取締りを実施**(約1万3,500件の交通違反を検挙)

【可搬式速度違反自動取締装置】



交通安全教育の実施

- 運転者に対し、歩行者等の保護意識の向上を図る交通安全教育を実施
- 歩行者に対し、横断する意思を明確に伝えるなど自らの安全を守るための交通安全教育を実施

【通学路等における交通安全教育】

